

議案第 1 2 号

和歌山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

令和 6 年 9 月定例会

建設企業委員会資料

和歌山市企業局

(目的)

現行の水道料金水準では、健全な経営の維持が困難となることから、事業継続、安定給水、サービス維持を図ることを目的に行う。

(料金算定期間及び算定期間に必要となる料金収入 (総括原価))

料金算定期間……令和7年度から令和10年度 (4年間)

4年間に必要となる料金収入……約289.3億円

※総括原価とは、水道料金で賄うべき費用の総額

(平均改定率)

$$\left( \frac{\text{総括原価} \quad 289.3 \text{億円}}{\text{現行料金体系による料金収入} \quad 245.6 \text{億円}} - 1 \right) \times 100 \div 17.8\%$$

※料金算定期間における試算

(今後行う主な事業及び算定期間における事業費)

- ・加納浄水場更新設備事業 …………… 約112.6億円
- ・管路更新事業 …………… 約103.7億円
- ・紀の川横断部送水管複線化事業 …………… 約23.8億円
- ・北部新浄水場の建設事業 …………… 約0.1億円
- ・配水池耐震劣化対策事業及び配水区域の再編事業 …… 約18.4億円

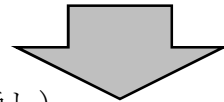
(現行料金における今後の財政見通し)

○収益的収支

(単位:億円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収入合計	70.0	68.5	68.1	67.7	67.5
うち料金収入	62.5	62.0	61.6	61.2	60.8
支出合計	70.4	71.1	72.6	73.6	75.1
うち経費	66.9	67.6	69.1	70.1	71.5
単年度純損益(収支差引)	△0.4	△2.6	△4.5	△5.9	△7.6
累積赤字	△0.4	△3.0	△7.5	△13.4	△21.0

令和10年度における累積赤字



(改正後の料金における財政見通し)

○収益的収支

(単位:億円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収入合計	70.0	79.5	79.0	78.6	78.4
うち料金収入	62.5	62.0	61.6	61.2	60.8
料金改正分	—	11.0	10.9	10.9	10.9
支出合計	70.4	71.1	72.6	73.6	75.1
うち経費	66.9	67.6	69.1	70.1	71.5
単年度純損益(収支差引)	△0.4	8.4	6.4	5.0	3.3
累積赤字	△0.4	—	—	—	—

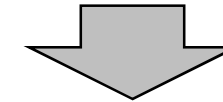
累積赤字の解消

○資本的収支

(単位:億円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
事業費	77.1	80.3	111.5	107.3	99.4	
財源内訳	借入金	33.9	34.4	55.6	54.7	54.5
	補助金等	5	6	11.3	9.2	3.4
	補填財源	38.3	34.1	37.3	37.5	37.7
財源計	77.2	74.5	104.2	101.4	95.6	
収支差引	0.1	△5.8	△7.3	△5.9	△3.8	
資金残高	0.1	△5.7	△13.0	△18.9	△22.7	

令和10年度における累積不足額



○資本的収支

(単位:億円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
事業費	77.1	80.3	111.5	107.3	99.4	
財源内訳	借入金	33.9	34.4	55.6	54.7	54.5
	補助金等	5.0	6.0	11.3	9.2	3.4
	補填財源	38.3	34.1	37.3	37.5	37.7
	補填財源増分	—	8.4	6.4	5.0	3.3
財源計	77.2	82.9	110.6	106.4	98.9	
収支差引	0.1	2.6	△0.9	△0.9	△0.5	
資金残高	0.1	2.7	1.8	0.9	0.4	

資金残高の確保

- 基本料金については、水道料金算定要領の考え方に基づき口径別に設定  
ただし、影響の大きい使用者（口径25mm以上）について、軽減措置を実施
- 従量料金については、生活用水確保への配慮から、水量区分を変更することなく一定率を乗じて設定
- 用途別料金体系（公衆浴場用及び特殊用）は、平均改定率から設定

### 【基本料金（1月当り）】

(税込 円)

### 【従量料金（1m<sup>3</sup>当り）】

(税込 円)

口径	現行		差額	水量区分	現行		改正案		差額	
	基本料金	従量料金			φ13~25	φ40以上	φ13~25	φ40以上	φ13~25	φ40以上
13mm	770	979	+209							
20mm	1,100	1,408	+308	1~10m <sup>3</sup>	22	154	25.3	173.8	+3.3	+19.8
25mm	1,540	2,310	+770	11~20m <sup>3</sup>	154		173.8		+19.8	
40mm	3,850	5,995	+2,145	21~30m <sup>3</sup>	181.5		204.6		+23.1	
50mm	7,260	10,395	+3,135	31~50m <sup>3</sup>	220		247.5		+27.5	
75mm	14,740	22,880	+8,140	51~100m <sup>3</sup>	275		310.2		+35.2	
100mm	23,540	39,655	+16,115	101m <sup>3</sup> ~	363		409.2		+46.2	
150mm	50,600	92,345	+41,745							
200mm	72,600	157,575	+84,975							

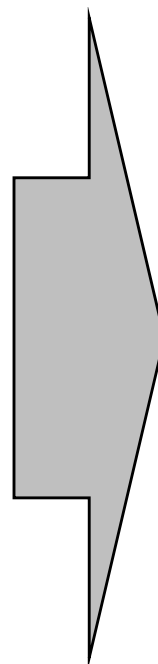
### 【公衆浴場用及び特殊用（1月当り）】

(税込 円)

用途	現行		改正案		差額		備考	
	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	基本水量	従量料金
公衆浴場用	8,800	71.5	10,366.4	84.7	+1,566.4	+13.2	150m <sup>3</sup>	基本水量を 超える分に適用
特殊用	7,920	517	9,330.2	609.4	+1,410.2	+92.4	20m <sup>3</sup>	

【参考】 平均使用水量における現行と改正後の水道料金比較（1月当たり）

口径	平均 使用水量	現行 水道料金
13mm	14m <sup>3</sup>	1,606円
20mm	19m <sup>3</sup>	2,706円
25mm	41m <sup>3</sup>	7,535円
40mm	176m <sup>3</sup>	54,483円
50mm	336m <sup>3</sup>	115,973円
75mm	571m <sup>3</sup>	208,758円
100mm	1,278m <sup>3</sup>	474,199円
150mm	2,711m <sup>3</sup>	1,021,438円
200mm	11,545m <sup>3</sup>	4,250,180円



改正後 水道料金	現行料金との 差額
1,927円	+321円
3,225円	+519円
9,069円	+1,534円
63,076円	+8,593円
132,948円	+16,975円
241,595円	+32,837円
547,674円	+73,475円
1,186,748円	+165,310円
4,866,851円	+616,671円

公衆浴場用	1,008m <sup>3</sup>	70,147円
特殊用	100m <sup>3</sup>	49,280円

83,039円	+12,892円
58,082円	+8,802円

※平均使用水量は、令和5年度決算見込（特殊用は契約実績なしのため、過去実績水量）

# 【参考】 使用水量に基づく水道料金 中核市比較 (税抜)

**一般家庭用**

中核市水道事業体 (57事業体) における和歌山市の現行料金と改正案

(令和4年度末現在)

φ13 10m <sup>3</sup> /月(抜)	
1 福島市	2,090
2 郡山市	1,990
3 いわき市	1,830

φ13 20m <sup>3</sup> /月(抜)	
1 長崎市	4,105
2 佐世保市	3,814
3 呉市	3,770

φ20 10m <sup>3</sup> /月(抜)	
1 郡山市	3,800
2 福島市	3,340
3 いわき市	2,910

φ20 20m <sup>3</sup> /月(抜)	
1 郡山市	4,730
2 福島市	4,630
3 いわき市	4,470

11 松本市	1,428
12 呉市	1,360
13 鳥取市	1,360
14 那覇市	1,301
15 山形市	1,280
16 秋田市	1,250
17 大分市	1,240
18 金沢市	1,220
19 前橋市	1,190
20 青森市	1,180
21 岡崎市	1,170
22 宮崎市	1,170
23 高知市	1,164
24 鹿児島市	1,150
<b>平均</b>	<b>1,143</b>
25 下関市	1,130
<b>改正案</b>	<b>1,120</b>
26 甲府市	1,090
27 福井市	1,070
28 松山市	1,069
29 吹田市	1,060
30 大津市	1,060
31 柏市	1,060
32 川口市	1,010
33 水戸市	1,000
34 富山市	1,000
35 尼崎市	1,000

11 下関市	2,821
12 那覇市	2,765
<b>改正案</b>	<b>2,700</b>
13 宮崎市	2,690
14 大分市	2,690
15 甲府市	2,670
16 水戸市	2,650
17 盛岡市	2,628
18 秋田市	2,600
19 宇都宮市	2,600
20 川口市	2,590
21 姫路市	2,579
<b>平均</b>	<b>2,555</b>
22 松山市	2,541
23 高知市	2,534
24 西宮市	2,525
25 大津市	2,520
26 八尾市	2,520
27 福山市	2,510
28 前橋市	2,490
29 青森市	2,480
30 奈良市	2,480
31 松本市	2,473
32 吹田市	2,460
33 金沢市	2,440
34 岡崎市	2,440
35 豊田市	2,410

11 秋田市	1,750
12 豊橋市	1,730
13 下関市	1,730
14 豊田市	1,700
15 青森市	1,690
16 鹿児島市	1,670
17 川口市	1,650
18 奈良市	1,640
19 岡崎市	1,600
20 大分市	1,600
21 宮崎市	1,560
22 旭川市	1,520
<b>改正案</b>	<b>1,510</b>
23 長崎市	1,505
24 甲府市	1,490
25 佐世保市	1,484
<b>平均</b>	<b>1,464</b>
26 水戸市	1,413
27 呉市	1,400
28 前橋市	1,320
29 那覇市	1,301
30 宇都宮市	1,270
31 金沢市	1,220
<b>32 和歌山市</b>	<b>1,200</b>
33 久留米市	1,200
34 高知市	1,164
35 吹田市	1,150

11 鳥取市	3,510
12 下関市	3,421
13 川口市	3,230
14 盛岡市	3,228
15 奈良市	3,190
16 旭川市	3,180
17 秋田市	3,100
<b>改正案</b>	<b>3,090</b>
18 宮崎市	3,080
19 甲府市	3,070
20 水戸市	3,063
21 大分市	3,050
22 青森市	2,990
23 宇都宮市	2,980
<b>平均</b>	<b>2,877</b>
24 岡崎市	2,870
25 鹿児島市	2,870
26 柏市	2,840
27 那覇市	2,765
28 久留米市	2,700
29 姫路市	2,649
30 西宮市	2,645
31 前橋市	2,620
<b>32 和歌山市</b>	<b>2,600</b>
33 吹田市	2,550
34 松山市	2,541
35 高知市	2,534

43 福山市	920
44 明石市	920
45 東大阪市	902
46 枚方市	902
<b>47 和歌山市</b>	<b>900</b>
48 倉敷市	900
49 川越市	900
50 宇都宮市	890
51 横須賀市	890
52 高槻市	850
53 久留米市	850
54 豊橋市	810
55 岐阜市	805
56 函館市	710
57 一宮市	606
<b>平均</b>	<b>1,143</b>

43 尼崎市	2,320
44 明石市	2,310
<b>45 和歌山市</b>	<b>2,300</b>
46 豊中市	2,270
47 高槻市	2,200
48 高崎市	2,119
49 富山市	2,100
50 枚方市	2,082
51 柏市	2,060
52 福井市	2,050
53 倉敷市	2,000
54 川越市	1,950
55 函館市	1,780
56 一宮市	1,746
57 豊橋市	1,370
<b>平均</b>	<b>2,555</b>

43 姫路市	1,009
44 富山市	1,000
45 尼崎市	1,000
46 寝屋川市	964
47 豊中市	960
48 八尾市	940
49 福山市	920
50 明石市	920
51 岐阜市	915
52 東大阪市	902
53 枚方市	902
54 倉敷市	900
55 横須賀市	890
56 高槻市	850
57 一宮市	611
<b>平均</b>	<b>1,464</b>

43 寝屋川市	2,364
44 東大阪市	2,362
45 尼崎市	2,320
46 明石市	2,310
47 豊橋市	2,290
48 高崎市	2,279
49 豊中市	2,270
50 高槻市	2,200
51 函館市	2,180
52 富山市	2,100
53 枚方市	2,082
54 川越市	2,080
55 福井市	2,070
56 倉敷市	2,000
57 一宮市	1,751
<b>平均</b>	<b>2,877</b>

# 【参考】口径別基本料金 中核市比較 (税抜)

(令和5年4月現在)

## 事業者用

順	団体名	φ 25	順	団体名	φ 40	順	団体名	φ 50	順	団体名	φ 75	順	団体名	φ 100	順	団体名	φ 150	順	団体名	φ 200
1	松江市	5,200	1	松江市	16,400	1	松江市	28,000	1	松江市	76,000	1	松江市	155,400	1	松江市	422,200	1	大津市	455,360
2	郡山市	4,700	2	郡山市	14,400	2	いわき市	21,600	2	いわき市	58,000	2	いわき市	115,000	2	いわき市	321,000	2	いわき市	427,000
3	柏市	4,060	3	松本市	13,000	3	郡山市	21,300	3	郡山市	53,200	3	柏市	98,800	3	鳥取市	240,000	3	柏市	420,000
4	いわき市	4,000	4	松本市	12,480	4	松本市	20,000	4	松本市	48,000	4	郡山市	91,000	4	盛岡市	237,900	4	豊橋市	420,000
5	松本市	3,500	5	いわき市	11,800	5	柏市	18,400	5	柏市	46,200	5	鳥取市	88,000	5	柏市	226,000	5	鳥取市	400,000
6	福島市	3,450	6	福島市	10,500	6	鳥取市	16,700	6	鳥取市	43,900	6	盛岡市	82,800	6	大津市	216,220	6	呉市	382,500
7	鳥取市	3,160	7	鳥取市	9,400	7	呉市	16,400	7	盛岡市	39,700	7	横須賀市	82,000	7	豊橋市	203,000	7	横須賀市	370,000
8	甲府市	2,720	8	盛岡市	8,300	8	盛岡市	15,100	8	呉市	37,800	8	松本市	82,000	8	郡山市	198,000	8	高槻市	313,300
9	秋田市	2,700	9	豊田市	8,210	9	福島市	14,100	9	横須賀市	37,000	9	大津市	80,030	9	呉市	195,500	9	郡山市	281,000
10	姫路市	2,510	10	秋田市	7,800	10	大津市	13,730	10	豊橋市	36,000	10	豊橋市	73,400	10	松本市	180,000	10	吹田市	280,000
11	豊橋市	2,500	11	豊橋市	7,700	11	久留米市	13,600	11	大津市	35,890	11	呉市	73,400	11	豊田市	177,180	11	久留米市	270,000
12	久留米市	2,480	12	高崎市	7,300	12	西宮市	13,500	12	福島市	34,300	12	久留米市	62,500	12	高槻市	162,110	12	川口市	197,820
13	盛岡市	2,400	13	甲府市	6,860	13	秋田市	13,300	13	西宮市	33,800	13	豊田市	61,010	13	枚方市	157,319	13	函館市	189,000
14	豊田市	2,380	14	大津市	6,750	14	豊橋市	13,300	14	久留米市	32,000	14	高槻市	59,800	14	横須賀市	156,000	14	下関市	188,200
15	山形市	2,350	15	西宮市	6,700	15	高槻市	13,260	15	高槻市	30,550	15	福島市	55,900	15	吹田市	126,000		平均	180,835
16	奈良市	2,350	16	高槻市	6,630	16	豊田市	12,200	16	豊田市	30,400	16	枚方市	55,164	16	久留米市	124,000	15	姫路市	175,500
17	松山市	2,300	17	山形市	6,210	17	川口市	12,100	17	秋田市	30,000	17	那覇市	53,278	17	福島市	115,700	16	西宮市	173,000
18	川口市	2,130	18	姫路市	6,100	18	高崎市	11,000	18	高崎市	27,200	18	西宮市	51,000	18	函館市	113,400	17	秋田市	160,000
	<b>改正案</b>	<b>2,100</b>	19	松山市	6,000	19	山形市	10,650	19	枚方市	27,051	19	秋田市	50,000	19	西宮市	112,000	18	長野市	156,120
19	大津市	2,010	20	久留米市	6,000	20	横須賀市	10,500		平均	24,499		平均	45,915		平均	111,671		<b>改正案</b>	<b>143,250</b>
20	下関市	2,000	21	奈良市	5,900	21	姫路市	10,500	20	甲府市	23,940	20	高崎市	45,800	20	秋田市	110,000	19	高崎市	142,500
21	長野市	1,920		平均	5,655		平均	10,343	21	山形市	23,410	21	松山市	41,300	21	鹿児島市	102,370	20	奈良市	136,000
	平均	1,920	22	枚方市	5,486	22	甲府市	10,340	22	姫路市	23,200	22	奈良市	41,000	22	川口市	100,800	21	尼崎市	129,200
22	横須賀市	1,800		<b>改正案</b>	<b>5,450</b>	23	枚方市	9,957	23	松山市	22,800	23	川口市	40,320	23	姫路市	100,500	22	山形市	116,450
23	宮崎市	1,780	23	宮崎市	5,150	24	松山市	9,800	24	奈良市	22,700	24	鹿児島市	38,970	24	高崎市	100,400	23	宮崎市	111,480
24	函館市	1,690	24	呉市	5,040	25	下関市	9,539	25	川口市	22,680	25	山形市	38,110	25	那覇市	95,926	24	鹿児島市	102,370
25	鹿児島市	1,680	25	横須賀市	5,000	26	函館市	9,450		<b>改正案</b>	<b>20,800</b>	26	甲府市	38,100	26	下関市	94,679	25	那覇市	95,926
26	水戸市	1,576	26	大分市	4,800		<b>改正案</b>	<b>9,450</b>	26	鹿児島市	20,460	27	姫路市	38,000	27	松山市	92,100	26	大分市	95,200
27	那覇市	1,556	27	川口市	4,660	27	奈良市	9,400	27	那覇市	20,028	28	函館市	37,800	28	奈良市	84,000	27	甲府市	81,600
28	宇都宮市	1,540	28	鹿児島市	4,460	28	宮崎市	9,230	28	下関市	19,619	29	下関市	36,600		<b>改正案</b>	<b>83,950</b>	28	福井市	75,200
29	高知市	1,540	29	下関市	4,439	29	那覇市	9,139	29	函館市	18,900		<b>改正案</b>	<b>36,050</b>	29	山形市	82,450	29	和歌山市	66,000
30	青森市	1,490	30	明石市	4,070	30	鹿児島市	8,790	30	大分市	17,500	30	吹田市	31,000	30	宇都宮市	82,130	30	高知市	65,500
31	大分市	1,430	31	長野市	3,970	31	青森市	8,700	31	宮崎市	17,270	31	長野市	30,400	31	長野市	78,760	31	青森市	56,800
32	岡崎市	1,410	32	那覇市	3,852	32	大分市	8,600	32	長野市	16,160	32	尼崎市	29,980	32	宮崎市	64,070	32	八尾市	47,000
33	和歌山市	1,400	33	函館市	3,780	33	明石市	8,550	33	尼崎市	15,960	33	宇都宮市	29,260	33	尼崎市	62,400	33	長崎市	45,000
34	西宮市	1,365	34	岡崎市	3,550	34	岡崎市	8,110	34	明石市	15,870	34	宮崎市	29,150	34	大分市	61,500	34	豊中市	40,180
35	高崎市	1,320	35	高知市	3,540	35	長野市	7,820	35	岡崎市	15,430	35	大分市	28,000	35	岐阜市	57,715	35	一宮市	17,433
36	吹田市	1,250	36	和歌山市	3,500	36	高知市	7,780	36	青森市	14,100	36	明石市	24,930	36	甲府市	57,670	36	富山市	5,000
37	呉市	1,230	37	青森市	3,400	37	尼崎市	7,640	37	宇都宮市	14,070	37	岐阜市	23,835	37	明石市	52,940	37	旭川市	3,270
38	尼崎市	1,220	38	宇都宮市	3,390	38	和歌山市	6,600	38	高知市	13,620	38	岡崎市	23,650	38	岡崎市	47,410			
39	福井市	1,100	39	尼崎市	3,220	39	水戸市	5,870	39	和歌山市	13,400	39	水戸市	21,952	39	和歌山市	46,000			
40	前橋市	1,095	40	水戸市	3,206	40	宇都宮市	5,850	40	水戸市	12,890		<b>和歌山市</b>	<b>21,400</b>	40	前橋市	45,100			
41	長崎市	1,000	41	八尾市	3,000	41	岐阜市	5,355	41	福井市	12,500	41	青森市	20,700	41	水戸市	45,072			
42	一宮市	977	42	一宮市	2,930	42	八尾市	5,000	42	前橋市	12,000	42	高知市	20,540	42	福井市	42,900			
43	明石市	870	43	吹田市	2,700	43	吹田市	4,900	43	岐阜市	11,515	43	福井市	20,400	43	青森市	42,000			
44	旭川市	860	44	長崎市	2,500	44	福井市	4,900	44	吹田市	11,000	44	一宮市	17,433	44	高知市	41,100			
45	豊中市	760	45	岐阜市	2,275	45	長崎市	4,500	45	一宮市	10,255	45	前橋市	16,300	45	八尾市	34,000			
46	高槻市	690	46	福井市	2,100	46	一宮市	4,102	46	八尾市	10,000	46	長崎市	16,000	46	長崎市	33,000			
47	岐阜市	685	47	前橋市	1,670	47	前橋市	3,410	47	長崎市	9,500	47	八尾市	15,000	47	豊中市	17,910			
48	枚方市	660	48	豊中市	1,160	48	富山市	2,000	48	豊中市	3,860	48	豊中市	6,020	48	一宮市	17,433			
49	富山市	600	49	旭川市	860	49	豊中市	1,700	49	富山市	2,000	49	富山市	2,000	49	富山市	5,000			
50	八尾市	600	50	富山市	600	50	旭川市	860	50	旭川市	1,320	50	旭川市	1,320	50	旭川市	2,700			
	平均	1,920		平均	5,655		平均	10,343		平均	24,499		平均	45,915		平均	111,671		平均	180,835

和歌山市水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案				現行			
(料金)				(料金)			
第25条 料金の額は、1月について次の表により算定して得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。				第25条 料金の額は、1月について次の表により算定して得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。			
種別	用途及び メーター の口径	基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）	種別	用途及び メーター の口径	基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）
専用給水装置	13ミリメートル	979円	10立方メートルまでの分 <u>25円30銭</u>	専用給水装置	13ミリメートル	770円	10立方メートルまでの分 <u>22円</u>
	20ミリメートル	1,408円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 <u>173円80銭</u>		20ミリメートル	1,100円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 <u>154円</u>
	25ミリメートル	2,310円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 <u>204円60銭</u>		25ミリメートル	1,540円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 <u>181円50銭</u>
	40ミリメートル	5,995円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 <u>247円50銭</u> 50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 <u>310円20銭</u> 100立方メートルを超える分 <u>409円20銭</u>		40ミリメートル	3,850円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 <u>220円</u> 50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 <u>275円</u> 100立方メートルを超える分 <u>363円</u>
専用給水装置	40ミリメートル	5,995円	20立方メートルまでの分 <u>173円80銭</u>	専用給水装置	40ミリメートル	3,850円	20立方メートルまでの分 <u>154円</u>



トル			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	<u>204円60銭</u>
50ミリメートル	<u>10,395円</u>		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	<u>247円50銭</u>
75ミリメートル	<u>22,880円</u>		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>310円20銭</u>
100ミリメートル	<u>39,655円</u>		100立方メートルを超える分	<u>409円20銭</u>
150ミリメートル	<u>92,345円</u>			
200ミリメートル	<u>157,575円</u>			
公衆浴場用	150立方メートル(基本水量)まで	<u>10,366円40銭</u>	150立方メートルを超える分	<u>84円70銭</u>
特殊用	20立方メートル(基本水	<u>9,330円20銭</u>	20立方メートルを超える分	<u>609円0銭</u>

トル			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	<u>181円50銭</u>
50ミリメートル	<u>7,260円</u>		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	<u>220円</u>
75ミリメートル	<u>14,740円</u>		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>275円</u>
100ミリメートル	<u>23,540円</u>		100立方メートルを超える分	<u>363円</u>
150ミリメートル	<u>50,600円</u>			
200ミリメートル	<u>72,600円</u>			
公衆浴場用	150立方メートル(基本水量)まで	<u>8,800円50銭</u>	150立方メートルを超える分	<u>71円</u>
特殊用	20立方メートル(基本水	<u>7,920円</u>	20立方メートルを超える分	<u>517円</u>

		量) まで				量) まで	
共 用 給 水 装 置	共用(1戸 当たり)		979円	専用給水装置のメーターの口径13ミリ メートルの従量料金を適用	共 用 給 水 装 置	共用(1戸 当たり)	770円 専用給水装置のメーターの口径13ミリ メートルの従量料金を適用
備 考	1～4 略			備 考	1～4 略		
2 略				2 略			

【附則】

- 1 この条例は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第25条第1項の表の規定は、令和7年4月1日以後に行うメーターの点検に係る料金から適用し、同日前に行ったメーターの点検に係る料金については、なお従前の例による。